

医 系 技 官 人 事 交 流 に つ い て

（健康・生活衛生局 感染症対策部 予防接種課）

厚生労働省では、専門的な知見・経験を有する医師を人事交流として受け入れています。これは、医療の専門化・高度化がすすむ中、これまで以上に現場の実情を踏まえた施策の立案を行うことや、派遣元大学等と厚生労働省との相互理解を深めることなどを目的としています。

1 人事交流として厚生労働省で勤務することの主なメリット

- ・ 施策の方向性に関する意志決定に、自ら関わることができる。
- ・ 担当する分野の一線の研究者との交流により、最新の知見を得られ、多角的な視点が涵養されるとともに、幅広い人間関係が得られる。
- ・ 厚生労働省内のみならず他省庁の職員との人間関係が得られる。
- ・ 研究費の管理などのノウハウが得られる。

2 人事交流による医師が担当する主な業務

[予防接種課で担う業務]

- ・ 予防接種に関すること（新型コロナワクチン等各種ワクチン、予防接種事務のデジタル化、副反応疑い報告制度、健康被害救済制度、及びワクチンの研究開発・生産・流通に関すること 等）

[健康・生活衛生局で担う業務]

- ・ たばこ対策、健康日本21、PHR
- ・ がん対策、脳卒中・循環器病等生活習慣病対策、難病対策、移植医療対策
- ・ 感染症対策（予防接種、新型コロナ、新型インフルエンザ、肝炎、HIV/AIDS 等）等

3 人事交流として勤務して頂ける方

医師であって、以下の3つの条件を満たす方が対象となります。

- ①保健医療に関する専門的な知見を有する方（概ね医師免許取得後15年以下）
- ②交流者の交流期間終了後の勤務について派遣元が責任を持って対応できる方
- ③厚生労働行政に対する熱意を有する方

4 処遇ならびに配属先など

- ・ 処遇については、他の医系技官との均衡に配慮し、医師国家試験合格年を基準として、その後の職歴を勘案して決定されます。
- ・ 配属先は派遣元やご本人の希望等をもとに決定させていただきます。
- ・ 交流期間は標準2年ですが、延長・短縮はご相談に応じて可能です。
- ・ 臨床技能の維持を目的として、兼業の申請が可能です。兼業申請が認められれば、業務時間外に臨床医として働くことも可能です（詳細についてはお問い合わせください）。

5 お問い合わせ先

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 予防接種課 佐野 隆一郎（さの りゅういちろう）
 課直通：03-3595-3287 メール：sano-ryuichiro.ey1@mhlw.go.jp